

補償保険

会員になると自動的に、保険に加入します。

保険の掛け金の会員負担はありません。

※センターへの連絡なしに会員同士で援助活動を行った場合、補償保険は適用されません。

活動Q&A



手助けしてほしい方からの質問

Q 1 ホームヘルパーとの違いを教えてください。

A 1 ホームヘルパーは、主に事業所に雇用された職員が業務として行っています。
高齢者ファミリーサポートセンターは、住民同士で高齢者の自立した日常生活を支えあう活動をしています。

介護保険制度ではできない内容が高齢者ファミリーサポートセンターでは可能です。
(例) 簡単な草抜き、話し相手など



手助けしたい方からの質問

Q 2 活動できるエリア(地区)を限定できますか？

A 2 会員登録時に限定できます。希望活動エリアに応じて調整していきます。

Q 3 協力会員になるのに資格は必要ですか？

A 3 専門的な資格は要りません。

ただし、高齢者ファミリーサポートセンターが主催する「協力会員養成講座」の受講を必ずしてください。

お問合せ・お申込

三木市高齢者ファミリーサポートセンター



●住所

〒673-0413 三木市大塚1丁目6番40号
三木市立総合保健福祉センター2階
(三木市社会福祉協議会内)

●電話 (0794) 83-7300

●FAX (0794) 86-0860

●営業時間

月～金曜日 8:30～17:15

(土・日・祝日・12/29～1/3はお休み)

三木市高齢者ファミリーサポートセンター

市民互助型の

高齢者を支える活動

三木市高齢者ファミリーサポートセンターは、
“日常生活を手助けしてほしい高齢者”と“できる範囲で手助けする方”が
お互いに会員登録をし、支えあう活動を展開します。



実施主体 三木市

事業受託 三木市社会福祉協議会

平成28年10月スタート

会員の区分

- 依頼会員**
三木市内に住んでいる 65 歳以上の方
三木市内に住んでいる 40～64 歳で介護認定を受けている方
- 協力会員**
三木市内に住んでいる方で、協力会員養成講座を受講した方
- 両方会員**
依頼会員と協力会員の両方を兼ねてできる方

会員登録の流れ

- 1 センターからの説明を行います。
 - 2 入会申込書に必要事項を記入していただきます。
協力会員は、養成講座を受講していただきます。
 - 3 会員証を発行します。
(後日、センターから会員証を送付します)
- 会員登録はセンターで随時行っています。
 - 会員登録に必要なもの
印鑑・写真(縦3cm×横2.4cm カラー)
※センターでの写真撮影も可能です。

援助活動について

少しの手助けがあれば、自立した日常生活ができる依頼会員を支える活動です。
※会員相互の同意に基づく活動であるため、必ずしも希望の援助が受けられるとは限りません。また、依頼会員の状態や症状によっては希望の援助が受けられない場合があります。

高齢者ファミサポでできる活動

- ・掃除
- ・洗濯
- ・買い物
- ・通院や買い物等の外出時の付き添い
- ・食事の準備と片付け
- ・話し相手 など

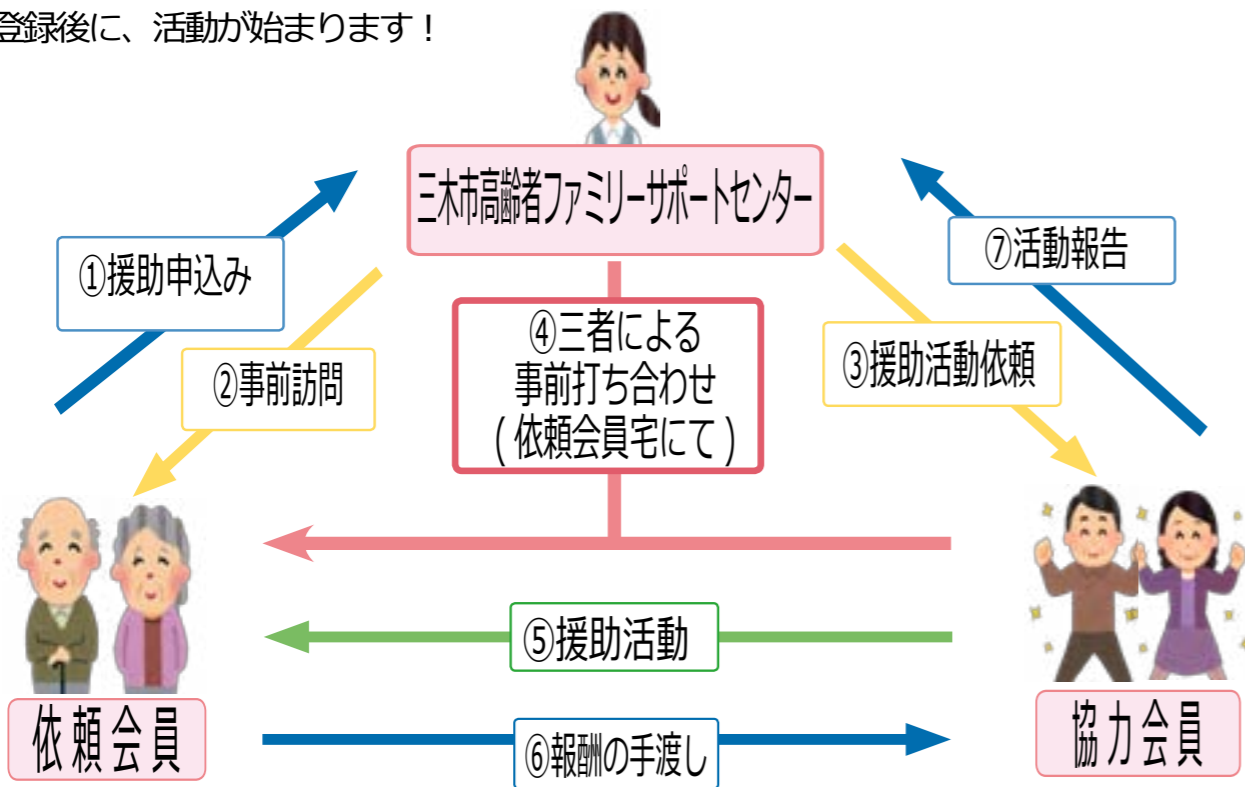
高齢者ファミサポでできない活動

- ・依頼会員本人にかかわる内容以外の援助
- ・会員が運転する車に同乗すること
- ・介護や介助、医療行為に関すること
- ・金融機関でのお金の出し入れ・支払い
- ・活動時間の範囲を超える活動
(例：ゴミ出しなど)



援助活動の流れ

会員登録後に、活動が始まります！



協力会員の報酬について

- 報酬**
1 時間あたり 500 円
- 報酬の受け渡し**
援助活動終了の都度、依頼会員より協力会員に直接お渡しください。
- 活動の取消料**
依頼会員より、センターへ速やかに連絡をお願いします。
取消料は、依頼会員が協力会員にお渡しください。
- その他**
公共交通機関(タクシー含む)の交通費等は、依頼会員がご負担ください。

活動時間		報酬額
最初の 1 時間以内の活動の場合	1 時間とみなします。	500 円
時間延長の場合	30 分未満の時間延長	予定活動時間(*1)の報酬に 250 円追加
	30 分以上 1 時間までの延長	予定時間の報酬に 500 円追加
依頼取り消しの場合	活動日の前日までの取り消し	取消料は無料
	活動日の当日の取り消し	予定活動時間の報酬の半額
	無断の取り消し	予定活動時間の報酬の全額

(*1) 予定活動時間…三者による事前打合せの際に、活動時間の確認を行います。
確認した時間が予定活動時間となります。

援助活動の時間と場所

- 活動時間**
午前 9 時～午後 5 時(土・日・祝日・12/29～1/3 除く)
→上記時間の内、1～2 時間程度が活動時間となります。
→活動時間とは、依頼会員宅から活動の場で実際に活動が始まることから、活動が終了した時間までを言います。
協力会員宅から依頼会員宅までの移動時間は、活動時間に含みません。
- 活動エリア**
三木市内のみ(北播磨総合医療センター含む)